

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成22年10月7日(2010.10.7)

【公開番号】特開2009-62732(P2009-62732A)

【公開日】平成21年3月26日(2009.3.26)

【年通号数】公開・登録公報2009-012

【出願番号】特願2007-231518(P2007-231518)

【国際特許分類】

E 04 H 1/12 (2006.01)

【F I】

E 04 H 1/12 306Z

【手続補正書】

【提出日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

地面に設置され、側面部および天井部により所定の空間を取り囲むように形成されるフレームと、上記側面部に張設される側面シートと、上記天井部に張設される天井シートとを備え、上記空間が喫煙スペースとして使用される喫煙ブースであって、

上記フレームの側面部は、垂直方向の回動軸周りに相互折り畳み回動可能に連結された複数の側面フレームによって構成されていることを特徴とする、喫煙ブース。

【請求項2】

上記側面シートの下縁部と地面との間には、所定の隙間が設けられている、請求項1に記載の喫煙ブース。

【請求項3】

環状に設置された上記複数の側面フレームの両端部の間隔を所定の間隔に規定することにより、出入り口が形成されている、請求項1または2に記載の喫煙ブース。

【請求項4】

上記フレームの上記側面部の下端には、重しベースが取付けられている、請求項1ないし3のいずれかに記載の喫煙ブース。

【請求項5】

上記側面シートおよび上記天井シートは、透明または半透明である、請求項1ないし4のいずれかに記載の喫煙ブース。

【請求項6】

上記側面シートは透明または半透明であり、上記天井シートは不透明である、請求項1ないし4のいずれかに記載の喫煙ブース。

【請求項7】

上記側面シートおよび上記天井シートは、上記フレームに対して着脱可能である、請求項1ないし6のいずれかに記載の喫煙ブース。

【請求項8】

上記側面シートは、上記複数の側面フレームに対応して分離された複数の側面シート片からなる、請求項1ないし7のいずれかに記載の喫煙ブース。

【請求項9】

上記フレームの側面部には、上記空間内に位置する灰皿が支持されている、請求項1な

いし 8 のいずれかに記載の喫煙ブース。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明によって提供される喫煙ブースは、地面に設置され、側面部および天井部により所定の空間を取り囲むように形成されるフレームと、上記側面部に張設される側面シートと、上記天井部に張設される天井シートとを備え、上記空間が喫煙スペースとして使用される喫煙ブースであって、上記フレームの側面部は、垂直方向の回動軸周りに相互折り畳み回動可能に連結された複数の側面フレームによって構成されていることを特徴としている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

次に、上記した喫煙ブースA1の作用について説明する。